

## 小型移動式クレーン運転技能講習 開催のご案内

労働安全衛生法により、つり上げ荷重5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務に就く場合、移動式クレーン運転士免許又は標記の「小型移動式クレーン運転技能講習」を修了する必要があります。

つきましては、標記講習を次のとおり開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 1. 開催日時・会場・受講料等 【学科2日・実技1日 計3日】 ※受講資格 … 満18歳以上の方。

区分	日程	時間	対象者	講習会場	受講料	テキスト代
学科 (2日)	5月20日(月)	8:50~17:15	各コース共	株式会社 中央機工 (遊佐町藤崎字茂り松157-22) 学科 … 2階 会議室 実技 … 第2工場 ※実技日は申込順で確定 します ※学科初日と実技日は講習 開始の5分前よりリハーサル を行います。	(消費税込) ①全科目 28,080円 ②原動機免除 25,920円 ③力学免除 25,920円 ④原動機+力学 免除 23,760円	(消費税込) ※一般 1,650円 ※会員 1,350円
		8:50~17:15	①全科目受講者			
	5月21日(火)	8:50~12:00	②原動機免除者			
		16:15~17:15	③力学免除者			
		13:00~17:15	④原動機+力学免除者			
実技 (1日)	5月22日(水)	8:20~18:00	受講番号 1~18			
	5月23日(木)	8:20~18:00	受講番号 19~36			
	5月24日(金)	8:20~16:55	受講番号 37~54			
	5月25日(土)	8:20~16:55	受講番号 55~72			

### 2. 科目免除 … 次の資格を取得している方は、科目の一部免除を受けることができます。

原動機	【技術検定】 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは基礎工事中用建設機械操作施工法を選択した者、または2級の技術検定で第2種もしくは第6種に合格した者
	【技能講習】 車両系建設機械(基礎工事中用)運転
力学	【免許】 クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士
	【技能講習】 玉掛け、床上操作式クレーン運転



### 3. 申込方法等

【銀行振込】 必要書類等を郵送後、受講料+テキスト代 を下記へご送金下さい。(入金確認後受付になります)

《振込先》 荘内銀行 県庁前支店(普通)184799 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所  
《※ 銀行振込にご協力をお願いいたします》

- 【必要書類等】
- ① 申込書
  - ② 写真 1枚(サイズ 縦3.0cm×横2.4cm)裏面に氏名をご記入し、申込書に貼付して下さい。
  - ③ 本人確認証明書のコピー … 運転免許証または健康保険証の写し
  - ④ 科目免除対象となる資格(免許証又は修了証)の両面のコピー
  - ⑤ 修了証返送用切手 … 講習初日に持参して下さい。

1~3名→392円分切手、4~6名→402円分切手、7名以上→450円分切手(同社なら1組)

【定員】72名 【締切日】5月13日(定員になり次第、締め切りますので受付状況はお電話にてご確認下さい。)

◎受講の変更・取消は締切日までとし、以後の場合ご返金いたしませんのでご了承下さい。

【申込先】 〒998-0832 酒田市両羽町7番11号

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所 酒田分室

電話 (0234)24-8737 FAX (0234)43-6121

講習会当日緊急連絡先  
080-6057-5295

### 4. 修了証の交付について … <郵送にて交付致します。>

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと「修了証」を交付いたします。不合格となった方には最終受講日から5日以内に書面により通知いたします。

- ### 5. その他 …
- (1) 学科は筆記用具を持参、実技は作業服等・保護帽(ヘルメット)を着用すること。
  - (2) 建設業の方は、助成金支給の対象になります。詳しくは山形労働局(Tel 023-626-6101)にお問い合わせ下さい。
  - (3) 当協会では、受講中のもしもの事故に対し、「講習会等災害補償保険」に加入しております。
  - (4) 統合修了証を希望した方は既存の技能講習修了証を**実技日**に回収しますのでご持参下さい。